記載例 (請求債権目録 No.5-家裁関係〔未払分+将来分〕養育費 1 名用) この請求債権目録は、債務名義が家庭裁判所のものであるときに、「支払期限到来後で未払いの 養育費」と「支払期限未到来の養育費」を合わせて請求する際のものです。ただし、「支払期限到 来後で未払いの養育費」の請求だけのときにも使用できます。 ※ 債務名義をよくご確認の上、記入し 請求債権目録 でください。

松 江 家庭裁判所 出雲 支部 (平成)・令和28年 (家)第 ○○○ 号事件の

- 審 判
- □調停調書

正本に表示された下記金員及び執行費用

□ 執行力ある\_\_\_\_\_

- 1 確定期限が到来している債権及び執行費用 金 328,841 円
  - (1) 金 320,000 円

ただし、債権者、債務者間の長女〇〇〇についての平成・令和30年 9月 から平成・令和 元年12月まで1か月金 20,000 円の養育費

の未払分(支払期 毎月末 日)

※(1)には、申立日より以前に支払期の来ている養育費の未払分について記入してください。

(2) 金 8,841 円

ただし,執行費用

(内訳)本 申 立 手 数 料 4,000円差押命令正本送達費用等 2,941円本申立書作成及び提出費用 1,000円資格証明書交付手数料 600円送達証明申請手数料 150円

確定証明書申請手数料 150円

※(2)の執行費用のうち、差押命令正本送達費用等は、当事者の数や郵便料金の改定等により変動することから、「申立手 数料・予納郵便切手及び目録必要部数一覧表」を参照してください。

※ 家事審判書が債務名義の場合には、確定証明書も必要になります。

## 2 確定期限が到来していない各定期金債権

令和 2年 1月から令和 5年 5月(債権者,債務者間の 長女〇〇〇 が満20歳に達する月)まで,毎月 末日限り金 20,000 円ずつの養育費

- ※ 「2確定期限が到来していない各定期金債権」欄には、申立日以降に支払日が到来する養育費について記入してください。
- ※ 最終日は、債務名義 (調停調書、審判書等)の記載と同一の日を記載してください。ただし、最終日が「平成」の表記になっている場合は、「令和」に換算して記載してください。

(注)該当する事項の□にレを付する。(記載例については■で表示しています。)